

関西広域連合告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づく鳥取県に対する関西広域連合の公平委員会の事務の委託を次のとおり廃止するので、同法第292条において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

平成31年3月11日

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合と鳥取県との間の公平委員会に係る事務の委託に関する規約（平成29年関西広域連合告示第3号）を平成31年3月31日をもって廃止する。